

○指定介護予防支援事業者に対する指導監査に関する基準

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
第1 基本方針					
1 基本方針	<p>(1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、あきる野市（以下「市」という。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(5) 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者への配慮は適切に行われているか。</p> <p>1 サービスの提供は適切に行われているか。</p> <p>1 サービスの提供は公正中立に行われているか。</p> <p>1 市及び他の事業者等との連携に努めているか。</p> <p>1 人権擁護及び虐待防止等のための必要な措置を講じているか。</p> <p>1 サービス提供に必要な情報の活用等に努めているか。</p>	<p>市条例第2条第1項 省令第37号第1条の2第1項 平18老振0331003の第2の1</p> <p>市条例第2条第2項 省令第37号第1条の2第2項 平18老振0331003の第2の1</p> <p>市条例第2条第3項 省令第37号第1条の2第3項 平18老振0331003の第2の1</p> <p>市条例第2条第4項 省令第37号第1条の2第4項 平18老振0331003の第2の1</p> <p>市条例第2条第5項 省令第37号第1条の2第5項</p> <p>市条例第2条第6項 省令第37号第1条の2第6項 平18老振0331003の第2の3(1)</p>	<p>1 利用者への配慮が適切に行われていない。</p> <p>1 サービスの提供が適切に行われていない。</p> <p>1 サービスの提供が公正中立に行われていない。</p> <p>1 市及び他の事業者等との連携に努めていない。</p> <p>1 人権擁護及び虐待防止等のための必要な措置を講じていない。 2 人権擁護及び虐待防止等のための必要な措置が不十分。</p> <p>1 サービス提供に必要な情報の活用等に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

2 指定介護予防支援事業者の資格要件	<p>(1)指定介護予防支援事業者は、法人でなければならない。</p> <p>(2)指定介護予防支援事業者は、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当する者であってはならない。</p>	<p>1 事業者が法人であるか。</p> <p>1 事業者が暴力団等に該当するものではないか。</p>	<p>市条例第3条第1項</p> <p>市条例第3条第2項</p>	<p>1 事業者が法人以外のものである。</p> <p>1 事業者が暴力団等に該当するものである。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>なお、この担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。</p> <p>ア 保健師 イ 介護支援専門員 ウ 社会福祉士 エ 経験ある看護師 オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事</p>	<p>1 常勤の担当職員を1人以上配置しているか。</p> <p>2 担当職員の員数は人員基準を満たしているか。</p>	<p>市条例第4条 省令第37号第2条</p> <p>平18老振0331003の第2の2(1)</p>	<p>1 常勤の担当職員を1人以上配置していない。</p> <p>2 担当職員の員数が基準を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
2 管理者	<p>(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>(2)管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。</p> <p>ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p>	<p>1 常勤の管理者を配置しているか。</p> <p>1 管理者の専従要件を満たしているか。</p>	<p>市条例第5条第1項 省令第37号第3条第1項</p> <p>市条例第5条第2項 省令第37号第3条第2項</p> <p>平18老振0331003の第2の2(2)</p>	<p>1 常勤の管理者を配置していない。</p> <p>1 管理者の専従要件を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、市条例第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>市条例第6条第1項 省令第37号第4条第1項</p> <p>平18老振0331003の第2の3(2)</p>	<p>1 重要事項を記した文書の交付及び説明を行っていない。</p> <p>2 利用申込者の同意を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

<p>(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が市条例第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>1 利用者に対し、複数事業者等の紹介について説明を行い、理解を得ているか。</p>	<p>市条例第6条第2項 省令第37号第4条第2項 平18老振0331003の第2の3(2)</p>	<p>1 複数事業者等の紹介についての説明を行っておらず、理解を得ていない。</p>	<p>B</p>
<p>(3) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>	<p>1 あらかじめ、利用者等に対し、担当職員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めているか。</p>	<p>市条例第6条第3項 省令第37号第4条第3項 平18老振0331003の第2の3(2)</p>	<p>1 利用申込者等に対し、担当職員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう求めているか。</p>	<p>C</p>
<p>(4) 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)による文書の交付に代えて、(6)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 なお、「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの (ア) 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (イ) 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>イ 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>1 利用申込者等から申出があった場合に重要事項説明書を電磁的方法で提供しているか。</p>	<p>市条例第6条第4項 省令第37号第4条第4項</p>	<p>1 申出があった利用申込者等に対して、重要事項説明書を電磁的方法で提供していない。</p>	<p>C</p>
<p>(5) (4)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>1 電磁的方法による提供は適切か。</p>	<p>市条例第6条第5項 省令第37号第4条第5項</p>	<p>1 電磁的方法による提供が不適切。</p>	<p>C</p>

	<p>(6) 指定介護予防支援事業者は、(4)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア (4)各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの イ ファイルへの記録の方式</p> <p>(7) (6)の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っていないか。</p>	<p>市条例第6条第7項 省令第37号第4条第7項</p> <p>市条例第6条第8項 省令第37号第4条第8項</p>	<p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
2 提供拒否の禁止	(1)指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。	1 正当な理由なくサービス提供を拒んでいないか。	市条例第7条第1項 省令第37号第5条 平18老振0331003の第2の3(3)	1 正当な理由なくサービス提供を拒んでいる。	C
3 サービス提供困難時の対応	(1)指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。	1 自ら適切なサービス提供が困難である場合は、必要な措置を講じているか。	市条例第8条 省令第37号第6条	1 自らのサービス提供が困難な場合に必要な措置を講じていない。	C
4 受給資格等の確認	(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。	1 被保険者証によって要支援認定の有無、有効期間等を確認しているか。	市条例第9条 省令第37号第7条	1 被保険者証によって要支援認定の有無、有効期間等を確認していない。	C
5 要支援認定の申請に係る援助	<p>(1)指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。</p> <p>(2)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>1 要支援認定の申請に必要な協力を行っているか。</p> <p>1 サービス提供に際し、要支援認定の申請に必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例第10条第1項 省令第37号第8条第1項 平18老振0331003の第2の3(4)①</p> <p>市条例第10条第2項 省令第37号第8条第2項 平18老振0331003の第2の3(4)②</p>	<p>1 要支援認定の申請に必要な協力を行っていない。</p> <p>1 要支援認定の申請に必要な援助を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

	(3)指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。	1 要支援認定の更新申請に必要な援助を行っているか。	市条例第10条第3項 省令第37号第8条第3項 平18老振0331003の第2の3(4)③	1 要支援認定の更新申請に必要な援助を行っていない。	C
6 身分を証する書類の携行	(1)指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	1 身分証の携行及び提示について指導しているか。	市条例第11条 省令第37号第9条 平18老振0331003の第2の3(5)	1 身分証の携行及び提示について指導していない。 2 身分証の携行及び提示についての指導が不十分。	C B
7 利用料等の受領	(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	1 利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じていないか。	市条例第12条第1項 省令第37号第10条 平18老振0331003の第2の3(6)	1 利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じている。	C
8 保険給付の請求のための証明書の交付	(1)指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	1 利用料の支払を受けた場合に提供証明書を対して交付しているか。	市条例第13条 省令第37号第11条 平18老振0331003の第2の3(7)	1 利用料の支払を受けた場合に提供証明書を交付していない。 2 利用料の支払を受けた場合の提供証明書の交付が不十分。	C B
9 指定介護予防支援の業務の委託	(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 ア 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。 イ 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 ウ 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 エ 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、「第1 基本方針」、「第3 運営に関する基準」及び「第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	1 指定介護予防支援の一部を委託する場合に必要事項を遵守しているか。	市条例第14条 省令第37号第12条 平18老振0331003の第2の3(8)	1 委託する場合に必要事項を遵守していない。 2 委託する場合に必要事項の遵守が不十分。	C B
10 法定代理受領サービスに係る報告	(1)指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	1 法定代理受領サービスに関する国保連への文書提出を適切に行っているか。	市条例第15条第1項 省令第37号第13条第1項 平18老振0331003の第2の3(9)①	1 法定代理受領サービスに関する文書提出を適切に行っていない。 2 法定代理受領サービスに関する文書提出が不十分。	C B

	(2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。	1 特例介護予防サービス費の支給に関する国保連への文書提出を適切に行っているか。	市条例第15条第2項 省令第37号第13条第2項 平18老振0331003の第2の3(9)②	1 特例介護予防サービス費の支給に関する文書提出を適切に行っていない。	C
11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	(1) 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	1 利用者に対し、介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	市条例第16条 省令第37号第14条 平18老振0331003の第2の3(10)	1 利用者へ介護予防サービス計画等を交付していない。 2 利用者へ介護予防サービス計画等の交付が不十分。	C B
12 利用者に関する市への通知	(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 ア 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	1 利用者に関する市への通知を適切に行っているか。	市条例第17条 省令第37号第15条 平18老振0331003の第2の3(11)	1 市への通知を適切に行っていない。 2 市への通知が不十分。	C B
13 管理者の責務	(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 (2) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に「第3 運営に関する基準」及び「第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	1 管理者は従業員の管理等の責務を十分に果たしているか。 1 管理者は従業員等に対して指揮命令を適切に行っているか。	市条例第18条第1項 省令第37号第16条第1項 市条例第18条第2項 省令第37号第16条第2項	1 管理者が責務を果たしていない。 2 管理者による従業員の管理等が不十分。 1 管理者が指揮命令を適切に行っていない。	C B C
14 運営規程	(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 職員の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ その他運営に関する重要事項	1 運営規程を適切に定めているか。	市条例第19条 省令第37号第17条 平18老振0331003の第2の3(12)	1 運営規程を定めていない。 2 運営規程の内容が不十分。	C B

15 勤務体制の確保	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるように、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。 ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されること（以下、「セクハラ・パワハラ」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 従業者の勤務の体制を適切に定めているか。</p> <p>1 指定介護予防支援の業務は担当職員によって提供されているか。</p> <p>1 研修の機会を確保しているか。</p> <p>1 セクハラ・パワハラ防止に必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例第20条第1項 省令第37号第18条第1項 平18老振0331003の第2の3(13)①</p> <p>市条例第20条第2項 省令第37号第18条第2項</p> <p>市条例第20条第3項 省令第37号第18条第3項 平18老振0331003の第2の3(13)②</p> <p>省令第37号第18条第4項 平18老振0331003の第2の3(13)③</p>	<p>1 適切な勤務体制を定めていない。</p> <p>2 適切な勤務体制の定めが不十分。</p> <p>1 担当職員以外によって介護予防支援の業務が提供されている。</p> <p>1 研修の機会を確保していない。</p> <p>2 研修の機会が不十分。</p> <p>1 セクハラ・パワハラ防止措置を講じていない。</p> <p>2 セクハラ・パワハラ防止措置が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
16 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 業務継続計画の周知、研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>1 定期的な業務継続計画の見直し等を行っているか。</p>	<p>市条例第20条の2第1項 省令第37号第18条の2第1項 平18老振0331003の第2の3(14)①、②</p> <p>市条例第20条の2第2項 省令第37号第18条の2第2項 平18老振0331003の第2の3(14)③、④</p> <p>市条例第20条の2第3項 省令第37号第18条の2第3項</p>	<p>1 業務継続計画を策定していない。</p> <p>2 業務継続に必要な措置が不十分。</p> <p>1 業務継続計画の周知、研修及び訓練を実施していない。</p> <p>2 業務継続計画の周知、研修及び訓練が不十分。</p> <p>1 定期的な業務継続計画の見直し等を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
17 設備及び備品等	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>1 必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>市条例第21条 省令第37号第19条 平18老振0331003の第2の3(15)</p>	<p>1 必要な設備及び備品等を備えていない。</p> <p>2 必要な設備及び備品等が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

18 従業者の健康管理	(1) 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	1 清潔の保持及び健康状態の管理は適切か。	市条例第22条 省令第37号第20条	1 清潔の保持及び健康状態の管理が不適切。	C
19 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	(1) 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。	1 感染症の予防対策等を検討する委員会を6月に1回以上開催しているか。	市条例第22条の2(1) 省令第37号第20条の2 平18老振0331003の第2の3(16)イ	1 感染症の予防対策等を検討する委員会を開催していない。	C
	ア 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。	1 感染症の予防等のための指針を整備しているか。	市条例第22条の2(2) 省令第37号第20条の2 平18老振0331003の第2の3(16)ロ	1 感染症の予防等のための指針を整備していない。	C
	イ 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	1 感染症の予防等のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	市条例第22条の2(3) 省令第37号第20条の2 平18老振0331003の第2の3(16)ハ	1 感染症の予防等のための研修及び訓練を実施していない。	C
ウ 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。					
20 掲示	(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 なお、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	1 重要事項の掲示または備え付けをしているか。	市条例第23条 省令第37号第21条 平18老振0331003の第2の3(17)	1 重要事項の掲示または備え付けをしていない。	C
21 秘密保持	(1) 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。	市条例第24条第1項 省令第37号第22条第1項 平18老振0331003の第2の3(18)①	1 業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしている。	C
	(2) 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 秘密の保持に関して必要な措置を講じているか。	市条例第24条第2項 省令第37号第22条第2項 平18老振0331003の第2の3(18)②	1 秘密の保持に関して必要な措置を講じていない。 2 秘密の保持に関して必要な措置が不十分。	C B
	(3) 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。	1 利用者等の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ているか。	市条例第24条第3項 省令第37号第22条第3項 平18老振0331003の第2の3(18)③	1 利用者等の個人情報を用いる場合に文書による同意を得ていない。	C

22 広告	(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	1 広告は虚偽又は誇大なものになっていないか。	市条例第25条 省令第37号第23条	1 広告が虚偽又は誇大である。	C
23 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	(1)指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。 (2)指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。 (3)指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 管理者は担当職員に対し、特定の事業者等をサービス提供に位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 1 担当職員は利用者に対し、特定の事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 1 特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として利益を収受していないか。	市条例第26条第1項 省令第37号第24条第1項 平18老振0331003の第2の3(19)① 市条例第26条第2項 省令第37号第24条第2項 平18老振0331003の第2の3(19)② 市条例第26条第3項 省令第37号第24条第3項 平18老振0331003の第2の3(19)③	1 管理者が特定の事業者を位置付けるよう指示等を行っている。 1 担当職員が特定の事業者を位置付けるよう指示等を行っている。 1 特定の事業者から対償として利益を収受している。	C C C
24 苦情処理	(1)指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。 また、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示する必要がある。 (2)指定介護予防支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要がある。 (3)指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 (4)指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しなければならない。	1 苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 1 苦情処理体制を明らかにし、掲示等をしているか。 1 苦情を受けた内容を記録し、サービスの質の向上に取り組んでいるか。 1 市が行う苦情に関する調査等に協力し、必要な改善を行っているか。 1 市から求めがあった場合に改善内容を報告しているか。	市条例第27条第1項 省令第37号第25条第1項 平18老振0331003の第2の3(20)①、④ 市条例第27条第2項 省令第37号第25条第2項 平18老振0331003の第2の3(20)② 市条例第27条第3項 省令第37号第25条第3項 平18老振0331003の第2の3(20)③ 市条例第27条第4項 省令第37号第25条第4項 平18老振0331003の第2の3(20)④	1 苦情に迅速かつ適切に対応していない。 1 苦情処理体制を明らかにしていない。 1 苦情の記録及びサービスの質の向上に取り組んでいない。 2 苦情の記録及びサービスの質の向上が不十分。 1 苦情に関する調査等への協力及び改善を行っていない。 2 苦情に関する調査等への協力及び改善が不十分。 1 市から求めがあった場合に改善内容を報告していない。 2 市から求めがあった場合の改善報告が不十分。	C B C B C B

	<p>(5) 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(7) 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>1 国保連への苦情申立てに関する必要な援助を行っているか。</p> <p>1 国保連が行う苦情に関する調査等に協力し、必要な改善を行っているか。</p> <p>1 国保連から求めがあった場合に改善内容を報告しているか。</p>	<p>市条例第27条第5項 省令第37号第25条第5項</p> <p>市条例第27条第6項 省令第37号第25条第6項</p> <p>市条例第27条第6項 省令第37号第25条第7項</p>	<p>1 国保連への苦情申立てに関する必要な援助を行っていない。</p> <p>2 国保連への苦情申立てに関する必要な援助が不十分。</p> <p>1 国保連が行う苦情に関する調査等に協力し、必要な改善を行っていない。</p> <p>2 国保連が行う苦情に関する調査等の協力、または必要な改善が不十分。</p> <p>1 国保連から求めがあった場合に改善内容を報告していない。</p> <p>2 国保連から求めがあった場合の改善報告が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
25 事故発生時の対応	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。</p>	<p>1 事故発生時に連絡等の必要な措置を講じているか。</p> <p>1 事故発生時の措置を記録しているか。</p> <p>1 賠償すべき事故が発生した際に速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>1 再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>市条例第28条第1項 省令第37号第26条第1項 平18老振0331003の第2の3(21)</p> <p>市条例第28条第2項 省令第37号第26条第2項 平18老振0331003の第2の3(21)</p> <p>市条例第28条第3項 省令第37号第26条第3項 平18老振0331003の第2の3(21)</p> <p>平18老振0331003の第2の3(21)</p>	<p>1 事故発生時に必要な措置を講じていない。</p> <p>2 事故発生時の措置が不十分。</p> <p>1 事故発生時の措置を記録していない。</p> <p>2 事故発生時の措置の記録が不十分。</p> <p>1 損害賠償を行っていない。</p> <p>2 損害賠償の対応が不十分。</p> <p>1 再発生を防ぐための対策を講じていない。</p> <p>2 再発生を防ぐための対策が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

26 虐待の防止	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>エ アからウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>1 虐待防止対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を周知しているか。</p> <p>1 虐待防止のための指針を整備しているか。</p> <p>1 虐待防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>1 虐待防止対策の担当者を配置しているか。</p>	<p>市条例第28条の2第1号 省令第37号第26条の2第1号 平18老振0331003の第2の3(23)①</p> <p>市条例第28条の2第2号 省令第37号第26条の2第2号 平18老振0331003の第2の3(23)②</p> <p>市条例第28条の2第3号 省令第37号第26条の2第3号 平18老振0331003の第2の3(23)③</p> <p>市条例第28条の2第4号 省令第37号第26条の2第4号 平18老振0331003の第2の3(23)④</p>	<p>1 虐待防止対策を検討する委員会を開催していない。</p> <p>2 虐待防止対策を検討する委員会の開催が不十分。</p> <p>1 虐待防止のための指針を整備していない。</p> <p>2 虐待防止のための指針の整備が不十分。</p> <p>1 虐待防止のための研修を実施していない。</p> <p>2 虐待防止のための研修実施が不十分。</p> <p>1 虐待防止対策の担当者を配置していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
27 会計の区分	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>	<p>1 会計を適切に区分しているか。</p>	<p>市条例第29条 省令第37号第27条 平18老振0331003の第2の3(22)</p>	<p>1 会計の区分が不適切。</p> <p>2 会計の区分が一部不適切。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
28 記録の整備	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 (ア) 介護予防サービス計画 (イ) アセスメントの結果の記録 (ウ) サービス担当者会議等の記録</p>	<p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>1 指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、保存しているか。</p>	<p>市条例第30条第1項 省令第37号第28条第1項</p> <p>市条例第30条第2項 省令第37号第28条第2項</p>	<p>1 記録を整備していない。</p> <p>2 記録の整備が不十分。</p> <p>1 記録の整備・保存をしていない。</p> <p>2 記録の整備・保存が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

	(エ) 評価の結果の記録 (オ) モニタリングの結果の記録 ウ 「12_利用者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録 エ 「24_苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録 オ 「25_事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録				
第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準					
1 指定介護予防支援の基本取扱方針	(1) 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。 (2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。 (3) 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 医療サービスとの連携に十分配慮しているか。 1 目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。 1 提供するサービスの質の評価及びその改善を図っているか。	市条例第31条第1項 省令第37号第29条第1項 市条例第31条第2項 省令第37号第29条第2項 市条例第31条第3項 省令第37号第29条第3項	1 医療サービスとの連携に配慮していない。 2 医療サービスとの連携への配慮が不十分。 1 目標志向型の介護予防サービス計画を策定していない。 2 目標志向型の介護予防サービス計画の策定が不十分。 1 提供するサービスの質の評価及びその改善を図っていない。 2 提供するサービスの質の評価及びその改善が不十分。	C B C B C B
2 指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。	1 担当職員が介護予防サービス計画の作成業務を担当しているか。 1 利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	市条例第32条(1) 省令第37号第30条第1号 平18老振0331003の第2の4(1)① 市条例第32条(2) 省令第37号第30条第2号 平18老振0331003の第2の4(1)②	1 介護予防サービス計画の作成業務を担当職員以外が行っている。 2 介護予防サービス計画の作成業務の一部を担当職員以外が行っている。 1 サービスの提供方法等についての説明をしていない。 2 サービスの提供方法等についての説明が不十分。	C B C B

<p>(3)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p>	<p>1 継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるよう介護予防サービス計画を作成しているか。</p>	<p>市条例第32条(3) 省令第37号第30条第3号 平18老振0331003の第2の4(1)③</p>	<p>1 介護予防サービス計画を作成していない。</p>	<p>C</p>
<p>(4)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>1 予防給付の対象サービス以外のサービス利用を介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>市条例第32条(4) 省令第37号第30条第4号 平18老振0331003の第2の4(1)④</p>	<p>2 介護予防サービス計画の作成が不十分。</p> <p>1 予防給付の対象サービス以外の位置づけに努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
<p>(5)担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。</p>	<p>1 利用者等へ事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報提供を行っているか。</p>	<p>市条例第32条(5) 省令第37号第30条第5号 平18老振0331003の第2の4(1)⑤</p>	<p>1 事業者等に関する情報提供を行っていない。</p> <p>2 事業者等に関する情報提供が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>(6)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握（以下、「アセスメント」という。）しなければならない。</p> <p>ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理</p>	<p>1 アセスメントを実施しているか。</p>	<p>市条例第32条(6) 省令第37号第30条第6号 平18老振0331003の第2の4(1)⑥</p>	<p>1 アセスメントを実施していない。</p> <p>2 アセスメントの実施が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>(7)担当職員は、前号に規定するアセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>1 アセスメントは利用者の居宅を訪問し、面接して行っているか。</p>	<p>市条例第32条(7) 省令第37号第30条第7号 平18老振0331003の第2の4(1)⑦</p>	<p>1 アセスメントの実施方法が不適切。</p> <p>2 アセスメントの実施方法の一部が不適切。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>(8)担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>	<p>1 介護予防サービス計画の原案を適切に作成しているか。</p>	<p>市条例第32条(8) 省令第37号第30条第8号 平18老振0331003の第2の4(1)⑧</p>	<p>1 介護予防サービス計画の原案を作成していない。</p> <p>2 介護予防サービス計画の原案作成が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

<p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録し、5年間保存しなければならない。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催し、担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>市条例第32条(9) 省令第37号第30条第9号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催していない。 2 サービス担当者会議の開催が不十分。 3 担当者への専門的な見地からの意見照会を行っていない。 4 担当者への専門的な見地からの意見照会が不十分。 5 サービス担当者会議の内容等を記録・保存していない。 6 サービス担当者会議の内容等の記録・保存が不十分。</p>	<p>C B C B C B</p>
<p>(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 介護予防サービス計画の原案を利用者等に説明し、文書での同意を得ているか。</p>	<p>市条例第32条(10) 省令第37号第30条第10号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 介護予防サービス計画原案の説明及び文書での同意を得ていない。 2 介護予防サービス計画原案の説明及び文書での同意が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。</p>	<p>1 作成した介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p>	<p>市条例第32条(11) 省令第37号第30条第11号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 利用者及び担当者へ介護予防サービス計画を交付していない。 2 利用者及び担当者へ介護予防サービス計画の交付が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画（以下、「個別サービス計画」という。）の提出を求めるものとする。</p>	<p>1 指定介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めているか。</p>	<p>市条例第32条(12) 省令第37号第30条第12号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 個別サービス計画の提出を求めている。 2 個別サービス計画の提出の求めが不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p>	<p>1 指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を1月に1回、聴取しているか。</p>	<p>市条例第32条(13) 省令第37号第30条第13号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 サービスの提供状況等に関する聴取を行っていない。 2 サービスの提供状況等に関する聴取が不十分。</p>	<p>C B</p>

<p>(14)担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。</p>	<p>1 利用者に対するモニタリング等を行っているか。</p>	<p>市条例第32条(14) 省令第37号第30条第14号 平18老振0331003の第2の4(1)㊦</p>	<p>1 利用者に対するモニタリング等を行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>(15)担当職員は、指定介護予防サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</p>	<p>1 必要と認めるときに、利用者の心身又は生活の状況に係る情報を医師等に提供しているか。</p>	<p>市条例第32条(14)の2 省令第37号第30条第14の2号 平18老振0331003の第2の4(1)㊦</p>	<p>1 医師等への情報提供を行っていない。</p>	<p>C</p>
<p>(16)担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。</p>	<p>1 介護予防サービス計画期間が終了した際、目標の達成状況について評価しているか。</p>	<p>市条例第32条(15) 省令第37号第30条第15号 平18老振0331003の第2の4(1)㊦</p>	<p>1 目標の達成状況について評価していない。</p>	<p>C</p>
<p>(17)担当職員は、(14)に規定するモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p>	<p>1 モニタリングを3月に1回又は必要な時期に実施しているか。</p>	<p>市条例第32条(16) 省令第37号第30条第16号 平18老振0331003の第2の4(1)㊦</p>	<p>1 モニタリングを3月に1回又は必要な時期に実施していない。</p>	<p>C</p>
<p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>	<p>2 居宅訪問をしない月においても面接するよう努めるとともに、電話等により連絡を実施しているか。</p>		<p>2 モニタリングの実施時期が不適切。</p>	<p>B</p>
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p>			<p>1 電話等による連絡を実施していない。</p>	<p>C</p>
<p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>3 モニタリングの結果を記録しているか。</p>		<p>2 電話等による連絡が不十分。</p>	<p>B</p>
			<p>1 モニタリングの結果を記録していない。</p>	<p>C</p>
			<p>2 モニタリングの結果記録が不十分。</p>	<p>B</p>

<p>(18)担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合 イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	<p>1 計画を変更する場合、サービス担当者会議を開催し、担当者へ専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>2 計画を変更する場合、サービス担当者会議を開催しない場合、担当者の意見照会等を行っているか。</p>	<p>市条例第32条(17) 省令第37号第30条第17号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催していない。</p> <p>2 サービス担当者会議の開催が不十分。</p> <p>1 担当者への意見照会を行っていない。</p> <p>2 担当者への意見照会が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>(19)担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求める等を行うものとする。</p>	<p>1 利用者が介護保険施設へ入院等をする場合、紹介等を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第32条(19) 省令第37号第30条第19号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 入院時に介護保険施設への紹介等を行っていない。</p> <p>2 入院時の介護保険施設への紹介等が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>(20)担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。</p>	<p>1 退院する要支援者へ介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p>	<p>市条例第32条(20) 省令第37号第30条第20号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 退院する要支援者への援助を行っていない。</p> <p>2 退院する要支援者への援助が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>(21)担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。 また、医療サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を主治の医師等の交付しなければならない。</p>	<p>1 医療サービスを利用する場合には、医師等の意見を求めているか。</p> <p>2 医療サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を医師等の交付しているか。</p>	<p>市条例第32条(21)、(21)の2 省令第37号第30条第21号、21の2号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 医師等の意見を求めている。</p> <p>2 医師等へ介護予防サービス計画を交付していない。</p> <p>3 医師等への意見照会または介護予防サービス計画の交付が不十分。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>(22)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。</p>	<p>1 介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合に、医師等の医学的観点からの留意事項を尊重しているか。</p>	<p>市条例第32条(22) 省令第37号第30条第22号 平18老振0331003の第2の4(1)㉞</p>	<p>1 医学的観点からの留意事項を尊重していない。</p> <p>2 医学的観点からの留意事項の尊重が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

<p>(23)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p>	<p>1 短期入所施設等の利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えていないか。</p>	<p>市条例第32条(23) 省令第37号第30条第23号 平18老振0331003の第2の4(1)㉔</p>	<p>1 短期入所施設等の利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えている。</p>	<p>C</p>
<p>(24)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p>	<p>1 介護予防福祉用具貸与の妥当性を検討し、サービス担当者会議を開催するとともにその必要性を介護予防サービス計画に記載しているか。</p>	<p>市条例第32条(24) 省令第37号第30条第24号 平18老振0331003の第2の4(1)㉔</p>	<p>1 サービス担当者会議を開催していない。 2 介護予防サービス計画に記載していない。 3 サービス担当者会議の開催や介護予防サービス計画への記載が不十分。</p>	<p>C C B</p>
<p>(25)担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。</p>	<p>1 特定介護予防福祉用具販売の妥当性を検討し、その必要性を介護予防サービス計画に記載しているか。</p>	<p>市条例第32条(25) 省令第37号第30条第25号 平18老振0331003の第2の4(1)㉔</p>	<p>1 介護予防サービス計画に記載していない。 2 介護予防サービス計画への記載が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(26)担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 被保険者証に認定審査会意見等が記載されている場合、その内容に基づいて、介護予防サービス計画を作成しているか。</p>	<p>市条例第32条(26) 省令第37号第30条第26号 平18老振0331003の第2の4(1)㉔</p>	<p>1 認定審査会意見等に基づく介護予防サービス計画の作成を行っていない。 2 認定審査会意見等に基づく介護予防サービス計画の作成が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(27)担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。</p>	<p>1 指定居宅介護支援事業者との連携を図っているか。</p>	<p>市条例第32条(27) 省令第37号第30条第27号</p>	<p>1 指定居宅介護支援事業者との連携を図っていない。 2 指定居宅介護支援事業者との連携が不十分。</p>	<p>C B</p>
<p>(28)指定介護予防支援事業者は、地域ケア会議から、支援対象被保険者への適切な支援を図る等に必要となる検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 地域ケア会議から求めがあった場合に資料提供等に協力しているか。</p>	<p>市条例第32条(28) 省令第37号第30条第28号 平18老振0331003の第2の4(1)㉔</p>	<p>1 地域ケア会議へ協力していない。 2 地域ケア会議への協力が不十分。</p>	<p>C B</p>

<p>3 介護予防支援の提供に当たっての留意点</p>	<p>(1)介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p> <p>イ 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。</p> <p>ウ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。</p> <p>エ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は、可能な限り本人が行うよう配慮すること。</p> <p>オ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。</p> <p>カ 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。</p> <p>キ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする事。</p> <p>ク 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。</p>	<p>1 介護予防支援の実施に当たり、介護予防の効果を最大限に発揮するための留意事項に取り組んでいるか。</p>	<p>市条例第33条 省令第37号第31条 平18老振0331003の第2の4(2)</p>	<p>1 留意事項に取り組んでいない。</p> <p>2 留意事項への取組が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>第5 電磁的記録等・変更の届出等</p> <p>1 電磁的記録等</p>	<p>(1)指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(2)指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。</p>	<p>1 電磁的記録による書面の作成、保存等を適切に行っているか。</p> <p>1 電磁的方法による書面の交付等を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第35条第1項 省令第37号第33条第1項 平18老振0331003の第2の6(1)</p> <p>市条例第35条第2項 省令第37号第33条第2項 平18老振0331003の第2の6(2)</p>	<p>1 電磁的記録による書面の作成、保存等が不適切。</p> <p>2 電磁的記録による書面の作成、保存等が不十分。</p> <p>1 電磁的方法による書面の交付等が不適切。</p> <p>2 電磁的方法による書面の交付等が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

2 変更の届出等	<p>(1) 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>1 省令で定める事項の変更等があったときは、届出を行っているか。</p> <p>1 事業の廃止等しようとするときは、届出を行っているか。</p>	<p>法第115条の25第1項 施行規則第140条の37第1項、第2項</p> <p>市指定規則第3条</p> <p>法第115条の25第2項 施行規則第140条の37第1項、第2項</p> <p>市指定規則第3条</p>	<p>1 変更等があったときに、届出を行っていない。</p> <p>2 変更等があったときの届出が不十分。</p> <p>1 事業の廃止等があったときに、届出を行っていない。</p> <p>2 事業の廃止等があったときの届出が不十分。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
第6 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	<p>(1) 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第129号の別表「指定介護予防支援介護給付費単位数表」により算定するものとする。</p> <p>(2) 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が定める1単位の単価）に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)により指定介護予防支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>1 適正に算定しているか。</p> <p>1 適正に算定しているか。</p> <p>1 適正に算定しているか。</p>	<p>平18厚労告129</p> <p>平18厚労告129</p> <p>平18厚労告129</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>1 算定が不適正である。</p> <p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 初回加算	<p>(1) 指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>1 適正に算定しているか。</p>	<p>平18厚労告129</p>	<p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p>
3 委託連携加算	<p>(1) 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。</p>	<p>1 適正に算定しているか。</p>	<p>平18厚労告129</p>	<p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p>